

# 『軽自動車検査証返納確認書』 発行終了のお知らせ

当連合会では、一時使用中止返納届出の際に所有者が返納を承諾していることを確認する書類として「軽自動車検査証返納確認書」を発行しておりますが、令和7年11月28日（金）をもちまして同確認書の発行を終了することといたしました。

なお、確認書の発行終了後、同確認書が発行されていない自動車の中古車新規検査申請等の届出において譲渡を伴う場合は、「**使用者であることを証する書面**」として「譲渡証明書」が必要となりますのでご注意ください。



軽自動車検査証返納確認書

第21号様式(譲渡証明書)

譲渡証明書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車名	型式	車台番号	原動機の型式
譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所		譲受人印
備考			

(注) 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること

譲渡証明書(第21号様式)

※発行済みの同確認書は、法令上必要な「**使用者であることを証する書面（譲渡証明書）**」として引き続き利用可能です。

